

船舶インシデント調査報告書

平成25年9月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成24年4月15日 08時00分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港第3区 山口県周南市所在の蛇島 ^{さしま} 三等三角点から真方位256° 1,960m付近 （概位 北緯34° 01.1′ 東経131° 46.6′）
インシデント調査の経過	平成24年5月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	油タンカー ^{しょうけい} 聖継、698トン 132999、聖朋海運株式会社 69.92m×12.00m×5.35m、鋼 ディーゼル機関、1,456kW、平成5年2月
乗組員等に関する情報	機関長 男性 53歳 三級海技士（機関）（機関限定） 免許年月日 昭和60年9月27日 免状交付年月日 平成22年8月18日 免状有効期間満了日 平成27年12月7日
死傷者等	なし
損傷	主機用電動機駆動補助ブロウ（以下「補助ブロウ」という。）の玉軸受が破損、ケーシングに擦過傷、ブロウ翼が脱落及びブロウ軸が曲損
インシデントの経過	本船は、機関長ほか6人が乗り組み、徳山下松港第3区で錨泊中、精油所の棧橋に着棧するために主機を始動したところ、平成24年4月15日08時00分ごろ、蛇島三等三角点から真方位256° 1,960m付近において、補助ブロウが始動せず、主機が運転できなくなった。 本船は、16日、主機製造会社の技師が乗船して各部の点検を行い、補助ブロウの玉軸受が破損し、ブロウ翼がケーシングと接触して脱落するとともに、ブロウ軸に曲損が生じていることが判明した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1 海象：海上 平穏
その他の事項	本船は、本インシデントの2週間前に購入された。

	<p>本船は、購入時、補助ブロワの玉軸受を新替える予定であったが、工事項目の確認が適切でなかったため、玉軸受の新替えがされなかった。</p> <p>船舶所有者は、本船を購入した際、補助ブロワの点検、整備及び修理の来歴を引き継いでいなかった。</p> <p>主機は、本インシデントの際、空気運転では回転したが、燃料運転に切り替わらなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、徳山下松港第3区で錨泊中、主機を始動した際、補助ブロワの玉軸受が破損したことから、補助ブロワが運転できなくなり、主機始動時における燃焼用空気の供給が不足して燃料運転に切り替わらず、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。</p> <p>補助ブロワの玉軸受が破損に至った状況については、明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、徳山下松港第3区で錨泊中、主機を始動した際、補助ブロワの玉軸受が破損したため、補助ブロワが運転できなくなり、主機始動時における燃焼用空気の供給が不足して燃料運転に切り替わらず、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶所有者は、入渠工事の項目を確認して適切に施工すること。 ・整備の来歴が分からない機器は、点検及び整備した上で使用すること。 ・補助ブロワは、定期的に開放整備を実施し、各部の継続使用の可否を判断することが望ましい。